

第1回性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会議事要旨

1 日時

日時：令和4年3月23日（水）10時00分～11時30分
（オンライン会議）

2 出席者

資料2「福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会委員名簿」のとおり

3 議事概要（●は委員の、◎は委員長の、→は事務局の発言）

(1) 議題1「性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会の運営について」

- 資料1「専門委員会運営要領」により事務局から説明を行った。委員長（窪田委員）を互選後、委員長が職務代理者（浦委員）を指名した。

(2) 議題2「性暴力対策アドバイザー派遣先行実施結果と今後の課題について」

- 資料3「性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施状況について」及び資料4「性暴力対策アドバイザー派遣先行実施アンケート結果概要」により、事務局から説明を行った。

- 委員により、以下の議論が行われた。

（学校との連携について）

- 特定の文言の使用を断られる場合があるなど、性暴力対策アドバイザーの授業を不安に思う学校もある。本事業の意義等について、子どもたちに伝える前に各学校の教職員に理解してもらう必要がある。
- 学校現場においても、性に関する指導については課題が多い。本事業を1回だけ実施し終わりにせず、発達段階に合わせて行うには、学校と連携し、情報交換をしながら授業を進めていくことが良いのではないか。
- 学校現場においては、境界線の話について、友達同士の関わりも大切にする必要があり、指導の難しさがある。その点は、例えば担任がフォローするなどということが今後必要になるのではないか。

- 資料5「今後の検討課題の整理」により、事務局から説明を行った。

- 委員により、以下の議論が行われた。

（学校における理解促進について）

- 説明用動画を、授業が行われる学校の全教員が必ず視聴するように周知がなされるのか。条件を付けて配布しても良いのではないか。

→ 事務局としては全教員が必ず視聴するようにお願いをしたいところだが、学校側の事情もあることは理解している。学校への発出や動画の活用については、専門委員会等でも相談させていただく。

● 関係機関への周知は具体的にどこまでの範囲を想定しているのか。また、動画作成に当たっての検討委員会の役割如何。

→ 校長会や教職員、スクールカウンセラーの研修会等での活用・周知を想定している。動画作成については、本日の意見を踏まえ、事務局で案を作成し、次回の専門委員会で見解を伺う予定。

(授業後の対応について)

● 教職員から、性暴力についてどう対応したらいいのかわからないという声を聞く。事態の対応についての、より詳細なフローが必要になってくると思われる。

● スクールカウンセラーが本事業にどのように関わってくるかということを考える必要がある。アフターフォローを担うのはスクールカウンセラーになるため、どのようにつながっていくか、それを意識した授業が必要となる。

● 授業後のアンケートに関しては、授業の評価としてアンケートをするのか、性暴力を発見するためにアンケートをするのか、アンケートの位置付けを固めて、それを子どもに伝えておく必要がある。

● 学校独自で授業後のアンケートをする場合は、子どもたちがアンケートに書いた内容を、学校としても受け止めて、子どもたちに返していく必要があるということを事前打合せの段階で学校に理解してもらう必要がある。

● 事後の対応については、いじめや自殺予防を含め、縦割りで別々に行うのではなく、子どもが相談した場合、解決につながる包括的な仕組みの一環として機能するようになる方が良い。

● 授業実施に当たり、要配慮生徒の把握や事後のフォローが大切。事前に教員が理解する必要があり、例えばフラッシュバックを起こす子どもがいた場合、対応マニュアルがあるということ等を説明した上で、授業を実施した方が、効果が得られるのではないか。

(教育内容、教材について)

● プライベートゾーンについて、文科省の生命の安全教育（水着で隠れる部分）と県の定義（体操服で隠れる部分）が異なっている。

- 県のテキストの作成に当たっては、セクシャルマイノリティなど様々な方に配慮したものとなった。そういった子の存在を前提とする必要があるのではないか。
- 水泳の授業では水着になるので、生命の安全教育との関係で、子どもたちが迷わないように整理する必要があるのではないか。
- アドバイザーの授業だけで完結するものではないため、アフターフォローが大切。

(アドバイザーの養成・育成について)

- 学校での性被害・性暴力の対応に当たっては、高い専門性や学校の文化の理解が必要。養成講座1度きりと考えている人は難しい。養成するだけでなく、継続的に研修をしていくシステムが必要。県のスキルアップ講座を続けてほしい。
- 交流会等、アドバイザーが相談できる場所が必要。
- 今後、実施校が増える中で、アドバイザーのバーンアウトが懸念される。やる気を持ったアドバイザーがバーンアウトしないよう、意見交流やネットワーク化等、仕組みを作ることが必要である。

(3) 議題3「令和4年度性暴力対策アドバイザー派遣制度の実施について」

- 資料6「令和4年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施について」により、事務局から説明を行った。
- 委員により、以下の議論が行われた。
 - 母子寮、児童養護施設、少年院等への派遣も検討してほしい。
→ まずは令和4年度からの全校実施に傾注したいと考えている。
 - 本事業については、生徒だけでなく、教職員、地域の人、保護者も含めて知って頂きたい。令和3年度は、保護者も授業を聞ける学校があったが、令和4年度においてもそういう学校があると良いと思う。全校ではなく、1校か2校、モデルを作ってみてはどうか。
 - 特別支援学校の生徒の場合はより丁寧な事前打合せを要すると思われる。また、保護者にお知らせできるといいなと思う。

(4) 窪田委員長の総括

- ◎ 初回から包括的に議論が深まった。

県及び両政令市の教育委員会の職員が入っているので、学校現場に反映される構成となっている。今後、事務局の原案に基づいて議論をすると良いものとなる
と期待が持たれた。